

## 介護支援専門員及び介護支援専門員実務研修修了者のみなさまへ

介護支援専門員に関する申請及び届出について

令和6年12月1日以降、介護支援専門員の資格に関する申請を行う際は、申請書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。これに伴い、各申請等においては、以下の添付書類が新たに必要となります。

<添付書類>

- ・マイナンバーカード（表面・裏面）の写し  
※マイナンバーカードを持っていない場合は、次の①②を両方添付してください。
- ①個人番号が確認できる書類（いずれか）
  - ・個人番号が記載された住民票の写し
  - ・通知カードの写し（※氏名・住所等の記載が申請書の情報と一致している場合のみ）
- ②身元が確認できる顔写真付きの書類（介護支援専門員証、運転免許証、パスポート等）の写し

現在登録を受けている介護支援専門員及び介護支援専門員実務研修を修了された方は、介護保険法及び介護保険法施行規則の規定により、下記の場合には申請又は届出の手続きが必要となりますので、ご確認いただき遺漏のないようご注意ください。

それぞれの申請等の手続きは、指定の様式に必要な事項を記入し必要な書類を添付のうえ、三重県医療保健部長寿介護課へ原則「簡易書留郵便」（持参可）にて、封筒表に「介護支援専門員資格関係書類」と朱書きのうえ、提出してください。送付先の住所については、末尾の問い合わせ先欄をご確認ください。

### 介護支援専門員資格登録簿への登録又は介護支援専門員証の交付を受ける場合

※ 実務研修修了者の方は、研修修了日から3か月を経過すると登録できなくなります。

1) 介護支援専門員実務研修修了後、資格登録と専門員証の交付申請を同時に行う場合

次の書類を揃えて、提出してください。

- ・ 介護支援専門員登録申請書（第1号様式）
- ・ 介護支援専門員証交付申請書（第10号様式）
- ・ 写真2枚（★A 縦3.0cm×横2.4cm 6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの。1枚は申請書（第10号様式）に貼付、2枚目は裏に氏名を透明の小袋等に入れ、ホッチキスで留めて提出。スナップ写真を切り取ったものや、2枚が同一でない写真は認めません。）
- ・ 介護支援専門員実務研修修了証明書の写し
- ・ マイナンバーカード（表面・裏面）の写し  
※マイナンバーカードを持っていない場合は、次の①②を両方添付してください。
- ① 個人番号が確認できる書類（いずれか）
  - ・ 個人番号が記載された住民票の写し

- ・通知カードの写し(※氏名・住所等の記載が申請書の情報と一致している場合のみ)
  - ② 身元が確認できる顔写真付きの書類(介護支援専門員証、運転免許証、パスポート等)の写し
  - ・ 三重県収入証紙2, 000円分(県内の主要銀行等で購入。郵便局で販売している収入印紙ではありません。)
  - ・ 名簿公開確認票
- \* 介護支援専門員証の交付は、長寿介護課に届いたものから順に行います。お手元にお届けできるのは、長寿介護課に提出書類が到着してから1か月程度となりますのでご承知おきください。

## 2) 介護支援専門員資格登録簿への登録のみ行う場合

次の書類を揃えて、提出してください。

- ・ 介護支援専門員登録申請書(第1号様式)
  - ・ 介護支援専門員実務研修修了証明書の写し
  - ・ マイナンバーカード(表面・裏面)の写し
- ※マイナンバーカードを持っていない場合は、次の①②を両方添付してください。
- ①個人番号が確認できる書類(いずれか)
- ・ 個人番号が記載された住民票の写し
  - ・ 通知カードの写し(※氏名・住所等の記載が申請書の情報と一致している場合のみ)
- ②身元が確認できる顔写真付きの書類(介護支援専門員証、運転免許証、パスポート等)の写し
- ・ 名簿公開確認票
- \* 介護支援専門員資格登録簿に登録しましたら、介護支援専門員資格登録通知書を発行します。登録通知書を県庁へ取りに来ることができない方は、宛先を明記のうえ、返信用切手(460円分)を貼った封筒を申請書と併せて提出してください。
- \* 介護支援専門員資格登録簿に登録後5年以内であれば、交付申請により介護支援専門員証の交付が受けられます。その場合の介護支援専門員証の有効期間は、その時点から5年間となります。
- \* 介護支援専門員資格登録簿に登録後、5年を経過してから介護支援専門員証の交付を受ける場合には、再研修の受講が必要となります。再研修を受講することで介護支援専門員証の再交付を受けることができます。ただし、三重県の再研修は年に1回ですので、実務に就こうと考えても研修時期が合わなければすぐに働けないこととなりますのでご注意ください。

3) 介護支援専門員資格登録簿に登録されており、介護支援専門員証のみ交付申請を行う場合

次の書類を揃えて、提出してください。

- ・ 介護支援専門員証交付申請書（第10号様式）
  - ・ 写真2枚（★A）
  - ・ マイナンバーカード（表面・裏面）の写し  
※マイナンバーカードを持っていない場合は、次の①②を両方添付してください。
  - ①個人番号が確認できる書類（いずれか）
    - ・ 個人番号が記載された住民票の写し
    - ・ 通知カードの写し（※氏名・住所等の記載が申請書の情報と一致している場合のみ）
  - ②身元が確認できる顔写真付きの書類（介護支援専門員証、運転免許証、パスポート等）の写し
  - ・ 三重県収入証紙2,000円分（県内の主要銀行等で購入。郵便局で販売している収入印紙ではありません。）
- \* 登録を受けた日から5年を経過すると、再研修を受講しないと介護支援専門員証の交付申請を行うことができませんのでご注意ください。

4) 再研修修了後、介護支援専門員証の交付申請を行う場合

次の書類を揃えて、提出してください。

- ・ 介護支援専門員証交付申請書（第10号の2様式）
- ・ 写真2枚（★A）
- ・ 再研修修了証明書の写し
- ・ 介護支援専門員証（平成18年度以降介護支援専門員証の交付を受けていない人は介護支援専門員登録証明書及び携帯用登録証明書）  
※いずれも原本を添付、紛失した場合は誓約書を添付
- ・ マイナンバーカード（表面・裏面）の写し  
※マイナンバーカードを持っていない場合は、次の①②を両方添付してください。
- ①個人番号が確認できる書類（いずれか）
  - ・ 個人番号が記載された住民票の写し
  - ・ 通知カードの写し（※氏名・住所等の記載が申請書の情報と一致している場合のみ）
- ②身元が確認できる顔写真付きの書類（介護支援専門員証、運転免許証、パスポート等）の写し
- ・ 三重県収入証紙2,000円分（県内の主要銀行等で購入。郵便局で販売している収入印紙ではありません。）

### 三重県の資格登録簿の登録を他の都道府県の資格登録簿に移す場合

申請書等必要書類については、登録を移したい都道府県の介護保険担当課にお問い合わせください。移転先の都道府県が指定した必要書類とともに、介護支援専門員証（又は、介護支援専門員登録証明書及び携帯用登録証明書）の原本も提出してください。

また、住所の変更がある場合は、三重県様式の介護支援専門員登録事項の変更届出書（第6号の2様式）をあわせて提出してください。

なお、この場合の申請書等の提出先は三重県医療保健部長寿介護課です。簡易書留にて封筒表に『介護支援専門員登録移転申請』と朱書きして提出してください。送付先の住所については、末尾の問い合わせ先欄をご確認ください。

### 他の都道府県の資格登録簿の登録を三重県の資格登録簿に移す場合

次の書類を揃えて、現在登録を受けている都道府県へ提出してください。

申請書は三重県知事あての三重県の書式を使用しますが、いったん登録元の都道府県へ書類を提出し、登録元の都道府県から三重県へ書類が送付される流れになっています。

なお、申請書等の提出先については、登録を受けている当該都道府県の介護保険担当課にお問い合わせください。

#### (1) 介護支援専門員証の交付を希望する場合

- ・介護支援専門員登録移転申請書（第3号様式）
- ・介護支援専門員証登録移転交付申請書（第11号様式）
- ・写真2枚（★A）
- ・マイナンバーカード（表面・裏面）の写し

※マイナンバーカードを持っていない場合は、次の①②を両方添付してください。

#### ①個人番号が確認できる書類（いずれか）

- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・通知カードの写し（※氏名・住所等の記載が申請書の情報と一致している場合のみ）

#### ②身元が確認できる顔写真付きの書類（介護支援専門員証、運転免許証、パスポート等）の写し

- ・三重県収入証紙2,000円分（県内の主要銀行等で購入。郵便局で販売している収入印紙ではありません。三重県収入証紙を販売している銀行が近くにない場合は、県外からの購入手続をご確認ください。）
- ・介護支援専門員証の原本

※住所の変更がある場合は、現在登録している都道府県様式の登録事項変更届出書の提出が必要です。

(2) 介護支援専門員証の交付を希望しない場合

- ・介護支援専門員登録移転申請書（第3号様式）
- ・マイナンバーカード（表面・裏面）の写し

※マイナンバーカードを持っていない場合は、次の①②を両方添付してください。

①個人番号が確認できる書類（いずれか）

- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・通知カードの写し（※氏名・住所等の記載が申請書の情報と一致している場合のみ）

②身元が確認できる顔写真付きの書類（介護支援専門員証、運転免許証、パスポート等）の写し

- ・介護支援専門員証の原本

※住所の変更がある場合は、現在登録している都道府県様式の登録事項変更届出書の提出が必要です。

**氏名又は住所を変更した場合**

下記の変更事項があった場合は、それぞれの必要書類を揃えて提出してください。

1) 介護支援専門員証の交付を受けている方で、住所のみ変更があった場合

- ・介護支援専門員登録事項の変更届出書（第6号の2様式）
- ・住民票の写し、又は、マイナンバーカードの表面（氏名・住所等の記載）の写し

2) 介護支援専門員証の交付を受けている方で、氏名の変更、氏名と住所の変更があった場合

- ・介護支援専門員登録事項の変更届出書兼介護支援専門員証書換え交付申請書（第6号様式）
- ・介護支援専門員証の原本
- ・氏名変更の場合は、戸籍抄本の写し
- ・氏名と住所の両方を変更する場合は、住民票の写し、又は、マイナンバーカードの表面（氏名・住所等の記載）の写しをあわせて提出
- ・写真2枚（★A）
- ・マイナンバーカード（表面・裏面）の写し

※マイナンバーカードを持っていない場合は、次の①②を両方添付してください。

①個人番号が確認できる書類（いずれか）

- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・通知カードの写し（※氏名・住所等の記載が申請書の情報と一致している場合のみ）

②身元が確認できる顔写真付きの書類（介護支援専門員証、運転免許証、パスポート等）の写し

- ・ 三重県収入証紙 2, 0 0 0 円分（県内の主要銀行等で購入。郵便局で販売している収入印紙ではありません。）

3) 介護支援専門員証の交付を受けていない方で、氏名や住所の変更があった場合

- ・ 介護支援専門員登録事項の変更届出書（第 6 号の 2 様式）
- ・ 氏名変更の場合、戸籍抄本の写し
- ・ 住所変更の場合、住民票の写し、又は、マイナンバーカードの表面（氏名・住所等の記載）の写し
- ・ マイナンバーカード（表面・裏面）の写し

※マイナンバーカードを持っていない場合は、次の①②を両方添付してください。

①個人番号が確認できる書類（いずれか）

- ・ 個人番号が記載された住民票の写し
- ・ 通知カードの写し（※氏名・住所等の記載が申請書の情報と一致している場合のみ）

#### 介護支援専門員が死亡又は欠格事由に該当した場合

下表の左欄に掲げる事項に該当した場合は、30日以内に右欄に掲げる方がその旨を都道府県知事に対して届け出る必要があります。

亡くなったとき	相続人 ＜第 7 号様式＞
心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	後見人又は保佐人 ＜第 7 号式＞
拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当したとき	本人 ＜第 7 号の 2 様式＞
介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	本人 ＜第 7 号の 2 様式＞

次の書類を揃えて、提出してください。

- ・ 介護支援専門員死亡等届出書（第 7 号様式又は第 7 号の 2 様式）
- ・ 届出理由に該当することを証明する書類
- ・ 介護支援専門員証

### 介護支援専門員資格登録簿の登録を削除したい場合

自ら登録の削除を申請することができますので、次の書類を揃えて提出してください。

- ・ 介護支援専門員登録削除申請書（第8号様式）
- ・ 介護支援専門員証
  - \* 紛失した場合は誓約書を添付
- \* 提出書類の作成は、申請書の注意書きをご確認のうえ行ってください。

### 介護支援専門員証を汚損・破損・紛失した場合

次の書類を揃えて、提出してください。

- ・ 介護支援専門員証再交付申請書（第12号様式）
- ・ 介護支援専門員証の原本
- ・ 亡失の場合、誓約書（参考様式）を添付。
- ・ 写真2枚（★A）
- ・ マイナンバーカード（表面・裏面）の写し
  - ※マイナンバーカードを持っていない場合は、次の①②を両方添付してください。
  - ①個人番号が確認できる書類（いずれか）
    - ・ 個人番号が記載された住民票の写し
    - ・ 通知カードの写し（※氏名・住所等の記載が申請書の情報と一致している場合のみ）
  - ②身元が確認できる顔写真付きの書類（介護支援専門員証、運転免許証、パスポート等）の写し
- ・ 三重県収入証紙2,000円分（県内の主要銀行等で購入。郵便局で販売している収入印紙ではありません。）

### 紛失した介護支援専門員証を発見した・登録が削除された場合

次の書類を揃えて、提出してください。

- ・ 介護支援専門員証返納書（第13号様式）
- ・ 介護支援専門員証の原本
  - ※提出書類の作成は、申請書の注意書きをご確認のうえ行ってください。

※ 更新手続きについては、更新研修のお知らせと一緒にご案内いたします。

※ 介護支援専門員証がお手元に届くまでに1か月程度かかることがありますので、ご了承ください。

不明な点については、下記までお問い合わせください。

三重県医療保健部長寿介護課 介護人材確保班

住 所： 〒514-8570

三重県津市広明町13番地

電 話： 059-224-2262

F A X： 059-224-2919

E-mail： chojus@pref.mie.jp